

社会福祉法人徳島蒼生福祉会 退任慰労金規程

(目的)

第1条 この退任慰労金規程（以下「規程」という。）は、社会福祉法人徳島蒼生福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）が退任又は死亡をした時に、当該役員等又は遺族に対して支給する退任慰労金（以下「慰労金」という。）及び法人に係る役員等以外の者に対して支給する功労金に関する事項を定めるものである。

(慰労金の発議)

第2条 役員等が退任又は死亡した時に、理事会が発議し、評議員会が決議をする。

(支給額の基準)

第3条 役員等に支給する慰労金の額は、役員等の任期数及び役職区分を基準とする。

2 役員等に任期数は、それぞれの任期1期を基本とする。ただし、任期途中の退任又は死亡及び就任は月割りとし1ヶ月未満は切り捨てる。

3 役員等の役職区分は、理事、監事、評議員の3区分とする。（別表1）

(支給額の算定)

第4条 役員等に支給する慰労金は、在任期間と役職区分により算定する。ただし、1期の

在任期間が1期間年数（別表1）に満たない場合は次により算定する。（1,000円未満

は切り捨て）

理事・監事に適用： 在任月数÷1期間月数(24ヶ月)×1期慰労金額(20,000円)

評議員に適用： 在任月数÷1期間月数(48ヶ月)×1期慰労金額(30,000円)

2 任期継続中の役員等は初任時より算定する。

(支給の決定)

第5条 役員等に支給する慰労金の額は、前条により算定され、理事会、評議員会の決議に基づいて決定する。

(不支給、減額)

第6条 任期中、法人に対して背信行為又は重大な損害を与えた役員等には、不支給又は減額することができる。

(功労金)

第7条 役員等以外で、特に功労が認められる者には、功労金を支給することができる。

(別表1)

2 功労金の支給額については、理事会、評議員会の決議に基づいて決定する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会及び評議員会のそれぞれの過半数の議決をもって行う。

附則

この規程は、令和3年6月28日に制定し、令和2年4月1日において役員等の任にあ

る者は適用することとする。

別表 1

退任慰労金支給額の基準

役職区分	1 期間年数	慰労金額 / 1 期
理 事	2 年	20,000 円
監 事	2 年	20,000 円
評議員	4 年	30,000 円

(備考) 社会福祉法人徳島蒼生福社会設立時 (平成 24 年 2 月 2 日) に遡り積算する。

功労金支給額の基準

区分	名称	内 容	上限金額
役員等以外	功労金	① 法人経営等への功績貢献大の者 ② 人的物的災害等、復興支援等の貢献大の者 ③ その他、法人が適切であると認める者	50,000 円

*但し、通算の協力活動期間 10 年以上の者に限る。